

(補論) 中世盛期バイエルンの貴族ファルケンシュ タイン伯の城塞支配権 — 領域支配権の視角から—

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2019-09-09 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: Sakurai, Toshio メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24517/00055385

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



(補論) 中世盛期バイエルの貴族 ファルケンシュタイン伯の城塞支配権

—— 領域支配権の視角から ——

櫻井利夫

目次

- I. はじめに
- II. ファルケンシュタイン伯のシャテルニーにおける城塞守備レーエン制
 - 1. ノイブルク城塞の城臣と城塞守備レーエン
 - 2. ファルケンシュタイン城塞の城臣と城塞守備レーエン
 - 3. 小括
- III. 城塞周辺地を一円化する試み
 - 1. ノイブルク城塞の周辺地
 - 2. ファルケンシュタイン城塞の周辺地
 - 3. ハルトマンズベルク城塞の周辺地
 - 4. ヘルンシュタイン城塞の周辺地
 - 5. 小括
- IV. むすび

I. はじめに

筆者はすでに拙著『ドイツ封建社会の城塞支配権』（2017年）の第一篇「中世盛期バイエルの貴族ファルケンシュタイン伯の城塞支配権」において、12世紀後半期という中世盛期について、この伯が所有するノイブルクNeuburg、ファルケンシュタインFalkenstein、ハルトマンズベルクHartmannsberg、ヘルンシュタインHernsteinの四つの城塞の周囲の支配権は

各々フランスのシャテルニー *châtellenie*（城主支配圏、城主支配領域）に比肩しうる罰令権力＝バン領主権 *Bannherrschaft*として把握されうることを主張した⁽¹⁾。また同時に、四つの城塞各々の周囲の支配権、つまりバン領主権 *Bannherrschaft*＝シャテルニー *châtellenie*は、史料上、領域的統一体であることを示す用語で呼ばれていることも明らかとなった。つまり、ノイブルク城塞のシャテルニーは *procuratio*〔フォークト管区またはフォークタイ管区〕、*generale concilium*〔ラント裁判区〕、*provincia*〔ラント裁判区〕、*cometia*〔グラーフシャフト〕、*officium*〔アムト、管轄区〕、*urbs*〔シャテルニー＝城主支配領域〕と⁽²⁾。ファルケンシュタイン城塞のシャテルニーは *officium*〔アムト、管轄区〕、*prepositura*〔伯代理管区〕、*urbs*〔シャテルニー＝城主支配領域〕、*cometia*(*comicia*)〔グラーフシャフト〕⁽³⁾。ハルトマンズベルク城塞のシャテルニーは *officium*〔アムト、管轄区〕、*procuratio*〔フォークト管区またはフォークタイ管区〕、*urbs*〔シャテルニー＝城主支配領域〕、*cometia*(*comicia*)〔グラーフシャフト〕⁽⁴⁾。最後に、ヘルンシュタイン城塞のシャテルニーは *officium*〔アムト、管轄区〕、*prepositura*〔伯代理管区〕、*urbs*〔シャテルニー＝城主支配領域〕、*cometia*(*comicia*)〔グラーフシャフト〕と呼ばれた⁽⁵⁾。またノイブルク城塞のシャテルニーとハルトマンズベルク城塞のシャテルニー管区は各々 *procurator*〔フォークト〕と呼ばれる最高の行政官吏により管理され⁽⁶⁾、ファルケンシュタイン城塞のシャテルニーとハルトマンズベルク城塞のシャテルニーは各々 *prepositus*〔伯代理〕と呼ばれる最高の行政官吏により管理された⁽⁷⁾。

さらに、領域的統一体を意味する上記の用語は、言うまでもなく以上四つのシャテルニーが各々についてその程度に相違はあろうとも、相応の纏まりをもつもの、換言すれば領域支配権であったことを示していると解釈されざるをえない筈である。この関連で、J・フリードリヒス *Friedrichs* の見解が注目される。つまりフリードリヒスはすでに二十世紀初めに、中世の土地は一般的に「散在所有 *Streubesitz*」であったのに対して、「城塞に依拠しつつ緊

密な塊の形で城塞の周囲に横たわる地域的に纏まりのある領域を獲得しようとする努力が存在した」と述べて、城塞を中心として領域権力の形成に向かう動きが現れたことを指摘している⁽⁸⁾。他方で、城主たるファルケンシュタイン伯はシャテルニーの一体性の強化と濃密化延いてはその一元化を図るために、各シャテルニーの内部で城塞周囲に位置するその他の貴族の所領や支配権を購入や質入の平和的方法に基づいて取得する措置を取っていたことも確認された⁽⁹⁾。ただし、この措置を考察する際に取り上げた事例は、ノイブルク城塞のシャテルニーについて二つ⁽¹⁰⁾、ファルケンシュタイン城塞のシャテルニーについて二つ⁽¹¹⁾、ハルトマンズベルク城塞のシャテルニーについて二つ⁽¹²⁾、ヘルンシュタイン城塞のシャテルニーについて四つであり⁽¹³⁾、データとして必ずしも多くはない。そこで、上掲拙著での主張を一層強く補強するべく、なおその他の事例を史料から探し出しかつ挙示することが本稿の第一の課題となる。この課題の重要性について、上掲拙著でも言及したように、ファルケンシュタイン城塞を事例としてすでにG・ディーポルダーDiepolderによって指摘されているが、しかしその他ドイツの研究ではほとんど問題として取り上げられていないように思われる⁽¹⁴⁾。また日本では、この種の問題を取り上げている研究を筆者は寡聞にして知らない。

さらに、上掲拙著において、ファルケンシュタイン伯は軍事力を構成する戦士として、通常の封建家臣の外に、城塞守備Burghutを専属的な勤務義務とする家臣、換言すれば城塞守備封臣Burgmann（以下必要に応じて「城臣」と略記）を主君として抱えていたことも明らかとなった。しかし、その際の考察の主な関心は軍事力としての城臣の存在に向けられたために、各城塞に配置された城臣の人数が明らかとされるに止まった。因みにその城臣の人数は、ノイブルク城塞において15名であることが確認されたが、その他ファルケンシュタイン、ハルトマンズベルクとヘルンシュタインの三城塞においては5～10人の城臣が存在したことが推定された⁽¹⁵⁾。本稿は、このように存在が明らかとなった城臣に関して、彼らが保有するレーエン財産の種類、及び

特にその位置、つまり城塞からのレーエン財産の位置（距離）を考察することが第二の課題となる。なぜなら、後述するところからも明らかなように、城主による城臣へのレーエン（城塞守備レーエンBurglehen）の授封もまた、城塞の周囲に横たわる城主のシャテルニーの一体性の強化と濃密化延いてはその一元化に結果として寄与することができたからである。

なお研究史に関して、日本では筆者による萌芽的研究を除くと、外に城塞守備レーエンの研究があることを寡聞にして知らない⁽¹⁶⁾。またドイツにおいてもファルケンシュタイン伯の城塞との関連で城塞守備レーエンの研究がなされたことはないと言ってよい。そもそも、レーエン制に関するドイツの一般的な研究は城塞守備レーエン法の纏まった体系的な研究を行っておらず、大抵の場合に、周辺的な問題として論ずるにとどまった⁽¹⁷⁾。他方で、ようやく1970年代になって城塞史研究の分野で、南西ドイツ領域を対象とするH-M・マウラーMaurerによる本格的な城塞守備レーエン制の研究が現れた⁽¹⁸⁾。その直後1980年代に入り、領邦史の分野で、トリール大司教領の城塞守備レーエン制に相当の関心を向けた二つの注目すべき研究が発表された⁽¹⁹⁾。しかしなお、このような領邦史ないし地方史の分野で城塞守備レーエン制の具体相は依然として研究上の空隙として残されている。最後に、以上の第一と第二の課題はいずれも、筆者が上掲拙著で展開した論旨の補強を目指すものである。本稿を補論としたのは、このような事情による。

-
- (1) 櫻井利夫『ドイツ封建社会の城塞支配権』、2017年、197-198頁。
 - (2) 上掲拙著194頁。
 - (3) 上掲拙著195頁。
 - (4) 上掲拙著195頁。
 - (5) 上掲拙著196頁。
 - (6) 上掲拙著194-195頁。
 - (7) 上掲拙著195-196頁。
 - (8) J.Friedrichs, *Burg und Territoriale Grafschaften*, Diss.Bonn, 1907,S.14.

- (9) 上掲拙著197頁。
- (10) 上掲拙著127頁以下。
- (11) 上掲拙著143頁以下。
- (12) 上掲拙著165頁以下。
- (13) 上掲拙著187頁以下。
- (14) G. Diepolder : Das Landgericht Auerburg, in : Historischer Atlas von Bayern. Teil Altbayern, Heft 15 : Landgericht Wasserburg und Kling, bearb. von Tertulina Burkard, 1965,S.254.上掲拙著『城塞支配権』、126頁以下も参照。
- (15) 上掲拙著『城塞支配権』、68-74頁。
- (16) 拙著『中世ドイツの領邦国家と城塞』、2000年、39-42、52、54、77-82頁。
- (17) H-M.Maurer, Rechtsverhältnisse der mittelalterlichen Adelsburg in Südwestdeutschland, in : Die Burgen im deutschen Sprachraum II (Vorträge und Forschungen, hrsg. vom Konstanzer Arbeitskreis für mittelalterliche Geschichte, Bd.19 Teil II),1976,S.138 ; C-G.Homeyer,System des Lehnrechts der sächsischen Rechtsbücher II 2, 1884, § 63, S. 552-562 ; Schröder-v. Künssberg, Lehrbuch der deutschen Rechtsgeschichte, 1932,7.Aufl., S.440 , 564 ; H . Mitteis, Lehnrecht und Staatsgewalt. Untersuchungen zur mittelalterlichen Verfassungsgeschichte, unveränd. Nachdr. der 1. Aufl.von 1933,1974,S.623は、詳細な点はすべて文献（ホーマイヤーとシュレーダー＝キュンスバルク）において詳細に論じられているので、これらの文献が参照されるとよいという理由を挙げて、城塞守備レーエン法を論じることを放棄している。
- (18) H-M.Maurer, Rechtsverhältnisse, S. 135-190 : VII. Burghut und Burglehenrecht.
- (19) W - R. Berns, Burgenpolitik und Herrschaft des Erzbischofs Balduin von Trier (1307-1354) (Vorträge und Forschungen : Sonderband 27), Diss. Gießen 1979, 1980,S.55-72 ; I. Bodsch, Burg und Herrschaft. Zur Territorial-und Burgenpolitik der Erzbischöfe von Trier im Hochmittelalter bis zum Tod Dieters von Nassau (+1307) (Veröffentlichungen der Landeskundlichen Arbeitsgemeinschaft im Regierungsbezirk Koblenz e. V., Bd. 13), Diss. Bonn1987, 1989, S.239-242.

II. ファルケンシュタイン伯のシャテルニーにおける

城塞守備レーエン制

先ず、城塞守備レーエン制について概略的に述べることにしたい。通常のレーエン制的家臣Lehensmannの主な勤務義務は主君ための軍役Heerfahrtと主邸参向Hoffahrtであるのと異なり、城塞守備封臣＝城臣の主な勤務義務は城

塞守備に限られた⁽¹⁾。したがって、通常の家臣と異なり、城臣は一年のうち一定期間を通じて主君（城主）の城塞のなかまたは城塞の近くに居住する義務（居住義務*Residenzpflicht*）を負う特別の類型の封臣である。中世盛期当時の軍制は主にレーエン法に基礎を置くと同時に、城塞の責任ある警護者は、軍事的＝騎士的な能力を具えている必要があり、かくしてこの必要性を満たすために、従来から行われてきたレーエン制を基礎として城塞守備の法形式が発展させられたのである⁽²⁾。また城塞守備レーエン制という本来のレーエン制の特殊形式が発展した事情として、12・13世紀のドイツ・レーエン制は、レーエンの相続可能性、授封強制、勤務義務の限定、重畳的家士関係等を容認したために、一方的に親封臣的なしたがってまた主君の側から見て遠心的傾向を示し、11世紀後半期以後陸続と建設された貴族城塞の管理と防衛、さらに12世紀以後形成され濃密化する城塞ネットワーク、城塞がもつ支配権の中核たる機能を果たすのに適合的な制度ではなかったことが考慮される必要がある⁽³⁾。このようなドイツ・レーエン制の弊害を是正するために、城塞守備レーエン制にあっては、継続的な城塞勤務並びに居住義務、城塞守備レーエンの譲渡（再下封・売却・質入）の禁止が示すように、城臣は城主（主君）に対してより緊密に拘束されると同時に、より負担の大きな義務を課せられに至った⁽⁴⁾。城塞守備レーエン制に見られるこのような特質はフランスの無条件的誠実（*fr.ligesse, lat.Ligetas*）と共通しており、その影響である⁽⁵⁾。また城塞守備レーエン制への影響に関して、特に、やはりドイツ・レーエン制の遠心的な親封臣的傾向を是正すべく登場したミニステリアーレ *Ministeriale*（家人*Dienstmann*）身分の者が多く城臣となっている事情により、ミニステリアーレ制（家人制）もまた城塞守備レーエン制に影響を及ぼしたことが適切に指摘されている⁽⁶⁾。H-M・マウラーによると、このような事情を背景として成立した城塞守備レーエン制に関する最初の史料は1130年代に現れるが、12世紀には依然として散発的に現れるにすぎず、13世紀への変わり目以後、この法制度の性格を把握しその普及を判断するのに十分なだけの

史料が現れてくる(7)。

次に、主君（城主）は城塞守備勤務の法的基礎及び一種の報酬として、城臣に城塞守備レーエンを授封するが、このレーエンの典型的な形式として、次の三つの形式が確認されている(8)。(1) 主君（城主）が不動産（荘園＝フロンホーフcuria、マンススmansus、所領predia等）、ないし現物を城塞守備レーエンとして授封する形式。この形式を便宜上feuda data〔貸与されたレーエン〕と呼ぶことにしたい。(2) 最も多くのケースとして、主君（城主）が城臣に一挙に纏まった金額を与え、その代わりに城臣をしてこの金額に見合う自由財産Allodを主君（城主）に寄進させ、この自由財産を改めて城臣に城塞守備レーエンとして授封する形式。この形式を便宜上feuda oblata〔寄進されたレーエン〕と呼ぶことにしたい。(3) 一定金額のレント（定期金）を城塞守備レーエンとして授封する形式、つまり定期金レーエンRentenlehenの形式。

この城塞守備レーエン制は、正に主君（城主）が城臣による継続的な城塞守備勤務を確保するために発展させられた制度であったために、もし城臣がその奴婢と共に城塞を去りかつ主君（城主）が再び城塞に戻るよう要求したならば、城臣は6週間以内にこの要求に応じる義務を負い、もしこれに応じなければ、城塞守備レーエンは城塞守備レーエン裁判所Burglehengerichtの判決に基づいて城臣から剥奪されるべきものであった(9)。これに関し、南ドイツに広く普及した法書シュヴァーベンシュピーゲルSchwabenspiegel（正式名称は「皇帝ラント法・レーエン法書Kaiserliches Land-und Lehnrechtsbuch」）の規定を以下に見てみたい。

Vnd ist en purger mit seinem gesind von der purck gefaren, vnd gepwtet in der herr wider auff zu varen vnd wirt im selber das gekundet oder in sinen haws oder in seinem hove das es zwen purger horen. vnd vert er nicht auff in sechs weken wochen man verteilt im sein purcklehen yn wende denn ehafft not〔また城臣が

家僕と共に城塞からすでに立ち去り、またそのとき城主が城臣に再び入城するよう命じ、またこのことが城臣自身に、あるいは城主の城臣のうち二人が聞いている時に城臣の家屋であるいは城臣の館で告知され、適法な急迫が城臣を妨げる場合を除いて、城臣がほぼ6週間のうちに再び入城するのでなければ、判決により城臣からその城塞守備レーエンを剥奪することができる〕⁽¹⁰⁾。

次に、ファルケンシュタイン伯の城塞の城臣とその城塞守備レーエンに関する考察に移ることにしたい。ファルケンシュタイン伯が所有する四つの城塞のうち、同時に城臣とその城塞守備レーエンに関する記述を含む史料が伝承されているのは、ノイブルクとファルケンシュタインの両城塞だけであり、ハルトマンズベルク城塞については城臣の名前だけを記した1130年の史料が、ヘルンシュタイン城塞については城臣を意味する用語（*castellanos* [城臣たちを]）だけを記す1267年の史料が伝承されているにすぎない。とはいえ、ノイブルクとファルケンシュタインの両城塞について伝承されている史料は各々一通であり、これも少ないと言わざるをえない。ともかく、ここではノイブルクとファルケンシュタインの両城塞の城臣とその城塞守備レーエンについて考察することにしたい。

1. ノイブルク城塞の城臣と城塞守備レーエン

関連する史料は、12世紀後半期から13世紀初期までファルケンシュタイン伯家の当主であったジボトー4世 *Siboto IV.*が作成させた『ファルケンシュタイン証書集*Codex Falkensteinensis*』に収録されている。その全文は次の通りである。

【史料1】（1180年頃-1195年頃）

Hec sunt suburbana, que pertinent ad Nivvenpurc : ad Vagina curia, quam habet [1]

Hoholdus ; ad Heckingen curia, quam habet [2] Sigifridus ; ad alterum Heckingen curia, quam habet [3] Ekkehardus ; ad Niderntal curia, quam habet [4] Truhtherus, et de duobus prediis, que sunt Nursenperch, censum, quem habet [5] Volfchmarus, et I mansum Sconsteten [以下はノイブルク〔城塞〕に属する城塞守備レーエンである。すなわち、[1] ファーゲンVagen[Vagina]でヴィリカツィオー〔=フローンホーフ、単位荘園〕をホホルドゥスが保有する。[2] ヘッキンゲンHeckingenでヴィリカツィオーをジークフリートが、[3] 別のヘッキンゲン[alterum Heckingen]でヴィリカツィオーをエッケハルドゥスが保有する。[4] ニーデルンタール[Niderntal]でヴィリカツィオーをトゥールトヘルスが保有し、また [5] イルシェンベルクIrschenberg[Nursenperch]にある二つの自由財産〔=アイゲン〕からフォルマルスが地代を、また [6] ショーンステットSchonstett[Sconsteten]で1 マンススを保有する〕⁽¹¹⁾。

これを整理すると、ホホルドゥスはファーゲンにおいてヴィリカツィオー(フローンホーフないし荘園、以下同様)を、ジークフリートはヘッキンゲンにおいてヴィリカツィオーを、エッケハルドゥスは別のヘッキンゲンでヴィリカツィオーを、トゥールトヘルスはニーデルンタールでヴィリカツィオーを、フォルマルスはイルシェンベルクにある二つの自由財産からの地代収益と同時に、ショーンステットで1 マンススの土地を、それぞれ城主(主君)たるファルケンシュタイン伯ジボトー4世から城塞守備レーエンとして保有したことが明らかとなる。

先ず、この証書に現れる地名に関し、[1] ファーゲンは当のノイブルク城塞が位置する地区である⁽¹²⁾。したがって、当地に位置するレーエン財産(ヴィリカツィオー)は、正にノイブルク城塞から至近距離に位置する筈である。[2] ヘッキンゲンは現在のヘーガーHögerに比定される⁽¹³⁾。ヘーガーは現在ノイブルク城塞が位置したファーゲンから南東の方向へ約7.5km地点のミースバッハMiesbach近郊に位置する地区である⁽¹⁴⁾。エッケハルドゥスの場合の

[3]「別のヘッキンゲン」とは、[2]に言うヘッキンゲンの別の場所の意味であり、ファルケンシュタイン伯は同じヘーガー、つまりヘッキンゲンで二人の城臣にそれぞれ別のレーエン財産（ヴィリカツィオー）を授封していたことになる。[4] トゥールトヘルスがヴィリカツィオーを保有するニーデルンタールの位置は突き止められないが、ノイブルク城塞の周辺地に位置する廃村と推定されている⁽¹⁵⁾。[5] イルシェンベルクはノイブルク城塞から南東の方向へ約5kmの地点に位置する。[6] 同じくフォルマルスが1 マンススの土地を保有するショーンステットは、ノイブルク城塞が位置するファーゲンから東北東の方向へ約30kmの地点に位置する⁽¹⁶⁾。ショーンステットは城塞から30kmと最も遠距離に位置する。当時、通常、小規模な騎馬の行軍で1日30マイル（約50 km弱）ないし場合によってはそれ以上の距離を進むことができたことを考慮すると、ショーンステットは城塞から騎馬で日帰りが可能な距離に位置するので、城塞の周辺地ということができると推定される⁽¹⁷⁾。

次に、城臣の身分に関して、一般に伯（グラーフ）Graf、自由人貴族たる騎士(nobiles)、非自由人たる騎士(milites)、つまりレーエン能力をもつ者（貴族）が城臣として現れる⁽¹⁸⁾。城臣の身分について、【史料1】には何も記されていないが、城臣の全員がその姓ではなく単に呼び名で記述されていることから、彼らはミニステリアーレ身分であると推定して大過ないであろう。

2. ファルケンシュタイン城塞の城臣と城塞守備レーエン

これに関連する史料の全文は次の通りである。

【史料2】（1200年頃）

「Her Vlrih zi Vlinsbah ain magirhof, ein halbe huebi, ein muli zi burclehin [ヘル・ウルリッヒはフリントツバッハFlintsbach [Vlinsbah]で荘司ホーフ [=マイアーホーフ] 一つ、二分の一フーフエ、水車一つを城塞守備レーエンとして〔保有する〕と」⁽¹⁹⁾。

フリンツバッハは、当のファルケンシュタイン城塞が位置する場所である。したがって、ウルリッヒがフリンツバッハにおいて城塞守備レーエンとして保有する荘司ホーフ（マイアーホーフ）Meierhofとその他の土地、及び水車一つは、正に城塞と同じ村落に位置し、そのために城塞の至近距離に位置したことになる⁽²⁰⁾。なお、荘司ホーフとは、荘園領主（城主＝主君たるファルケンシュタイン伯）から役人たる荘司Meierに管理を委ねられた荘園（ホーフ）のことである⁽²¹⁾。

3. 小括

1200年前後の時期の史料に基づいて、ノイブルクとファルケンシュタインの両城塞を通じて7名の城臣とその城塞守備レーエンの種類と所在地が明らかとなった。まず、レーエンの種類はヴィリカツィオー（フローンホーフないし荘園）、土地、自由財産から上がる収益、水車等である。第二に、とりわけ本稿との関連で重要な城塞守備レーエンの所在地と城塞との位置関係に関して、城塞守備レーエンは、すべてが城塞の至近距離または周辺地に位置したことが確認された。この事態は、城塞守備レーエン制の本来の目的が城臣による継続的な城塞守備勤務と、そのために城塞内部ないし城塞の近くへの居住義務を確保することにあつたことを考慮するならば、ある意味ではむしろごく自然な現象として捉えることが可能である。この現象に関して、H-M・マウラーは次のように述べている。

「契約条項に従って資本が払い出される際に城塞守備レーエンとして寄進されるべき財産の問題を論じることにしたい。最古の城塞守備レーエン授封状には、この財産がどこに在るべきかについての規定は見られない。譲与された金額を質として保証することが、これらの財産の本来の目的であつた限りでは、このことは特に重要なこととは見なされなかつた。しかし13世紀末期の数十年間に居住義務が弛緩し始めた時に、城塞守備レーエンが不動産から構成された限り

では、城主はこのレーエンを、同時に、城臣を城塞の中にはないとしてもしかし少なくともその近くに留めておくための一手段と見た。それ故に、城主は城塞の近くの荘園を授封し、あるいは資本と引き換えに近くに位置する荘園を取得すると同時に城塞守備レーエンとして〔城主＝主君〕に寄進するよう要求した」(傍点＝原文ゲシュベルト、下線＝筆者)²²⁾。

このように、下線部が示すように、H-M・マウラーは城主が城塞守備レーエンの位置を重視し、かくして城塞守備レーエンとして城塞の近くに位置する不動産(荘園等)を優先するに至った時期を、居住義務の弛緩と関連させつつ13世紀末期の数十年間以後のことと述べている。しかしこれに対して、これまでに1200年前後の史料に即してノイブルクとファルケンシュタインの両城塞について観察した城塞守備レーエンは、上述のように、すべて城塞の至近距離や周辺地に位置している。この観察結果は居住義務の弛緩が始まるよりも60～70年先行する時期の史料によるものである。またノイブルクとファルケンシュタインの両城塞に関する上記の二つの史料には、確かに、レーエン財産が城塞の近くに位置することを要望する意図を当事者特に城主(主君)が抱いていたことを窺わせる記述は見られない。しかし上記の観察結果は、【史料1】城塞守備レーエンは城塞に属するという趣旨の記述とも相俟って、城主(主君)が城塞の周辺地に城塞守備レーエンが位置することを要請していたことに起因するものといわなければならない。H-M・マウラー自身も述べるように、城塞守備勤務とそのための継続的な居住義務は城臣の「最も痛切な義務die einschneidendste Verpflichtung」なのである²³⁾。このように死活的に重要な義務を城臣が城塞で果たすためには、その法的物的基礎をなすレーエン財産が城塞の近隣に位置することが城主(主君)と城臣の双方にとって得策かつ必要なことと考えられたことは疑いない。これもH-M・マウラー自身が述べるように、また上述のように、城塞守備レーエン制の眼目は城塞守備とそのための兵員たる城臣の調達にあった²⁴⁾。このことを考慮するな

らば、居住義務の弛緩という視点からのみ城塞守備レーエンの位置の問題を考察するH-M・マウラーの見解は修正する必要があることになる。なお、H-M・マウラーのこの記述から、城主(主君)に寄進する自由財産は、城主(主君)が城臣に与える資本額を補償する質の意味をも帯びていたことが注目される。なぜなら、城塞守備レーエン制は本来のレーエン制と質権法が結びついて生まれた独特な制度をあることを示すからである²⁵⁾。

第三に、レーエン化の形式の問題である。上述したように、レーエン化には(1)城主(主君)から直接的に授封された*feuda data*〔貸与されたレーエン〕、(2)最も多くのケースとして、城主(主君)への自由財産の寄進及び授封の手続を経た*feuda oblata*〔寄進されたレーエン〕、(3)定期金レーエンの三つの形式がある。このうち定期金レーエンに該当するのは、ノイブルク城塞に関する【史料1】において、[5]に現れるイルシェンベルクの二つの自由財産から上がる地代の一例のみであるので、ここでの考察から除外することにしたい。【史料1】と【史料2】に見られる残り六つの事例について、城塞守備レーエンが*feuda data*と*feuda oblata*のいずれであるかは、これらの史料に記述されていないので、判定することは不可能である。しかし上記のように、一般的に*feuda oblata*の形式が最も多かったので、この六つの事例のすべてを*feuda data*の形式と捉えるのは得策ではなく、少なくともそのうちいくつかは*feuda oblata*の形式に即して設定された城臣制であったと推定して大過ない筈である。改めて言えば、*feuda oblata*の形式にあっては、城主(主君)が纏まった金額(資本額)を一挙に城臣に払い出し、城臣はこの資本額に相当する自由財産(不動産)を購入すると同時にこれを城主(主君)に寄進し、城主(主君)はこれを再度城臣に授封した。城臣つまり貴族の自由財産をレーエン化する*feuda oblata*の形式は、城塞周囲の貴族所領を新たに城主(主君)のレーエン高権下に組み入れ、こうして従来城主(主君)の権力下になかった貴族所領を、新たに城主(主君)の権力下に入れるという意味をもつものであった。また城臣の城主(主君)に対する不誠実、城塞からの退

去等の城塞守備勤務義務への違背、レーエン譲渡等の城塞守備レーエン法上の不法が犯された場合に城塞守備レーエンが剥奪されたこと²⁶⁾、あるいは城主との主君=家臣(城臣)関係が終了した際に城塞守備レーエンが城主(主君)に復帰したこと²⁷⁾、これらの事情を考慮するならば、*feuda oblata*は場合によっては城主(主君)による直接の支配下に入り、直轄領と化することがありうるのである。要するに、*feuda oblata*は城主(主君)のシャテルニー権力=城塞支配権を強化する帰結をもたらすものと評価される。

-
- (1) H-M.Maurer, Rechtsverhältnisse der hochmittelalterlichen Adelsburg vornehmlich in Südwestdeutschland, in : Die Burgen im deutschen Sprachraum II (Vorträge und Forschungen, Bd.19, Teil II), S.144 ; G.Theuerkauf, Burglehen, in : HRG,2.Aufl., Bd. I , Sp.768. 上掲拙著『城塞支配権』、68頁も参照。
- (2) H-M.Maurer, Rechtsverhältnisse,S.187.
- (3) H-M.Maurer, Rechtsverhältnisse, S.135, 190 ; G.Theuerkauf, Burglehen, Sp.768 ; K. Heinz-Spieß unter Mitarbeit von Th. Willich, Das Lehenswesen in Deutschland im hohen und späten Mittelalter, 2., verbesserte und erweiterte Aufl., 2009, S.40.
- (4) H-M.Maurer, Rechtsverhältnisse, S.169.
- (5) H-M.Maurer, Rechtsverhältnisse, S.169, 174f., 190.
- (6) H-M.Maurer, Rechtsverhältnisse, S.175.
- (7) H-M.Maurer, Rechtsverhältnisse, S.187.
- (8) H-M.Maurer, Rechtsverhältnisse, S.157f.
- (9) H-M.Maurer, Rechtsverhältnisse, S.145, 170.
- (10) K. A. Eckhardt : *Studia iuris Suevici IV: Schwabenspiegel Langform H*, 1979, Lnr. § 149a.
 さらに、(現代ドイツ語訳) *Der Schwabenspiegel, übertragen in heutiges Deutsch mit Illustrationen aus alten Handschriften von Harald Rainer Derschka*, 2002, *Lehnrecht Art.149*, S.301 及び邦訳=金沢理康訳『ザクセンシュピーゲル(レーンレヒト)』、『早稲田法学』、別冊第九巻、1939年、85-86頁、第72条 §5をも参照。
- (11) E. Noichl (Bearb.), *Codex Falkensteinensis. Die Rechtsaufzeichnungen der Grafen von Falkenstein (= Quellen und Erläuterungen zur bayerischen Geschichte, hrsg. von der Kommission für Landesgeschichte bei der Bayerischen Akademie der Wissenschaften, Neue Folge/Band XXIX)*, Diss.München1973/74, 1978, Nr.109.
- (12) E.Noichl(Bearb.), *Codex Falkensteinensis*, S.30*Anm.5 ; H. Petz, H. Grauert, Joh. Mayerhofer (Hrsg.), *Drei bayerische Traditionsbücher aus dem XII. Jahrhundert*, S. XI.

- (13) E. Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis, Orts- und Personenverzeichnis, Artikel : Heckingen und Höger.
- (14) UK(=Umgebungskarte) 50 - 53 : Mangfallgebirgeを参照。
- (15) E. Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis, Orts- und Personenverzeichnis, Artikel : Niderntalを参照。
- (16) Der Große ADAC AutoAtlas Deutschland/Europa 2012/2013, S.261F5 (Vagen) und H4 (Schonstett).
- (17) 騎馬による一日の行程に関して、M. W. Labarge, Medieval Travellers : The Rich and the Restless, 1982, S.19.
- (18) H-M.Maurer, Rechtsverhältnisse, S.136,151f.
- (19) E. Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis : Anhang I Nr.2, S.166.
- (20) ファルケンシュタイン城塞がフリンツバッハに位置することに関し、E. Noichl(Bearb.), Codex Falkensteinensis, S.30*Anm.7 ; Orts- und Personenverzeichnis, Artikel : Falkensteinを参照。
- (21) Haberkern/Wallach, Hilfswörterbuch für Historiker, Bd. 1, 6.Aufl., 1980, Artikel : Fronhof, S.217.
- (22) H-M.Maurer, Rechtsverhältnisse, S.160f.
- (23) H-M.Maurer, Rechtsverhältnisse, S.144.
- (24) H-M.Maurer, Rechtsverhältnisse, S.144.
- (25) H.Planitz, Das deutsche Pfandrecht, S.48-51,57-61.
- (26) H-M.Maurer, Rechtsverhältnisse, S.170.
- (27) H-M.Maurer, Rechtsverhältnisse, S.158.

Ⅲ. 城塞周辺地を一円化する試み

すでに「Ⅰ.はじめに」で述べたように、ここでは、城主ファルケンシュタイン伯が中核たる城塞の周辺地でシャテルニーの一体性の強化と濃密化延いてはその一円化を図るために取った種々の措置を、伯が所有する四つの城塞の各々に即して順次観察することにした。

1. ノイブルク城塞の周辺地

- (1) ファルケンシュタイン伯ジボトー4世は、アルベロ (4世)・ループス・フォン・ボックスベルク Albero (IV.) Lupus von Bocksbergからオーストリアとパイセンベルク Peißenbergの財産を購入している。これに関する史料は以下の通りである。

【史料3】（1190年7月13日よりも後－1193年1月）

Notum sit cunctis Christi fidelibus comitem Sibotonem de Ualkenstein ab Alberone Lupo de Bokisperc et et Iuta uxore sua et privignis eius predia, quecumque possederant in Austria et iuxta Bisinberc, emisse CCC talentis [ファルケンシュタイン伯ジボトーはアルベロ・ループス・フォン・ボックスベルクとその妻ユーディットと継子たちから、オーストリアとパイセンベルクにおいてかつて所有したいかなる財産であれ300タレントで購入したことがすべてのキリスト教徒に知られんことを〔欲する〕] (1).

アルベロ・フォン・ボックスベルクが伯ジボトーに売却したオーストリアとパイセンベルクの財産の位置に関する具体的な記述は見当たらない。地図によれば、パイセンベルクはノイブルク城塞が位置するファーゲンから南南西の方向へ約68kmの地点に位置するために、城塞の周辺地とは言えない(2)。しかし、先ずパイセンベルクの財産に関し、Ⅱ節1で言及した『ファルケンシュタイン証書集』において、パイセンベルクから上がる収益の記述はノイブルク城塞のシャテルニーprocuratio〔フォークト管区またはフォークタイ管区〕の項目に記述されている(3)。したがって、【史料3】で言及されるパイセンベルクの財産もノイブルク城塞のシャテルニーの中に位置し、この城塞のシャテルニー権力の濃密化や強化に寄与したものと理解して差し支えない筈である。次に、オーストリアの財産に関し、伯ジボトーの四つの城塞のうちノイブルク、ファルケンシュタイン、ハルトマンズベルクはミュンヘン近郊のバイエルン領域に位置したが、残りのヘルンシュタイン城塞だけはこの三つの城塞から300kmも遠隔地、オーストリアのヴィーン近郊に位置した(4)。したがって、【史料3】で言及されるアルベロのオーストリアの財産は伯ジボトーのオーストリアにおける唯一の城塞ヘルンシュタインに帰属させられ、そのシャテルニー権力の濃密化に役立てられた可能性が相当に大きいと推定されるが、最終的な結論は未決定にしておきたい。

(2) ピンツガウPinzgauの伯ハインリッヒ (3世) のミニステリアーレたるヴァルターWalther、及びその娘婿アダルラムAdalramは、ハクリングHacklingのホーフ(荘園)を、8タレントの金額と引換えに、伯ジボトー4世に質入している。その原文は以下の通りである。

【史料4】(1145年頃-1150年頃)

Notum facimus cunctis fidelibus, quod Waltherus, ministerialis comitis Hainrici de Pinzgwe, et Adalramammus, Odalrici frater de Rutheringe, [qui] habet filiam ipsius Waltheri, dedit et statuit curtem apud Hakkin iuxta Niunburch Comiti Sibotoni pro octo talentis ; horum trium talenta data sunt, V adhuc danda sunt [余伯ジボトーはすべての家臣に以下のことを知らしめる。すなわち、ピンツガウの伯ハインリッヒのミニステリアーレ、ヴァルター及び、その娘を妻とするアダルラム、つまりウルリッヒ・フォン・リードリングの兄弟が、ノイブルク城塞の近くのハクリングHackling[Hakkin]のホーフ(荘園)を伯ジボトー [4世] に8タレントの金額と引換えに引渡しかつ質入した。そのうち3タレントはすでに支払われたが、これに加えて5タレントがなお支払われなければならない] (下線=筆者) (5)。

「ノイブルク城塞の近くのハクリングのホーフ(荘園)」の記述は、このホーフ(荘園)がノイブルク城塞の近隣地に位置することを直截に物語っている。より正確に言えば、ハクリングはゲマインデ・イルシェンベルク Gemeinde Irschenbergに属し(6)、ノイブルク城塞から南南東の方向へ約2.5kmの周辺地に位置する(7)。その10-25年後、ヴァルターはこのホーフ(荘園)に関する権利を全部放棄した。これに関する史料は次の通りである。

【史料5】(1165年頃-1166年夏)

Notum facimus scire volentibus, quod comes Siboto super curtim Hakking dedit

Walthero, ministeriali comitis Hainrici de Pinzgue, tria talenta; quinque talenta, que danda erant, dedit nepoti suo, filio Adalrammi fratris Odalrici de Rutheringe, et ipse idem filius Adalrammi dedit et statuit idem predium, sicut attavus suus sibi tradiderat, pro X talentis et abnegavit ulterius omne ius proprietatis et requisitionis ab eodem comite super eadem curte [余ジボトーは欲する者に以下のことを知らしめる。すなわち、伯ジボトーはハクリングの荘園についてピンツガウの伯ハイニンリッヒのミニステリアーレ・ヴァルターに3タレントをすでに支払い、また[このヴァルターに]すでに支払われた残りの5タレントをヴァルターの孫、つまりウルリッヒ・フォン・リードリングの兄弟たるアダルラムの息子にすでに支払い、またアダルラムの同息子もまた、彼の先祖が彼に譲渡したごとくに、10タレントと引換えに同財産をすでに引渡しかつ質入し、またさらに同フローンホーフについて同伯に対して所有権及び返還請求に関するすべての権利を放棄した](8)。

この史料によれば、伯ジボトー4世は、すでに支払われた質の金額3タレントをヴァルターに返還すると同時に、なお支払われるべき質の金額の残金5タレントに加えて、さらに10タレントをヴァルターの孫に引き渡した。これにより、要するに、ヴァルターは最初に予定された荘園の質入を、途中から18タレントの代金で売却に切り換えたのである。ヴァルターによるこの措置の原因は自身の単なる経済的窮乏によるのか、伯ジボトー4世が質権よりも強い所有権を望み売却に切り換えるようヴァルターに圧力を加えたことにあるのかを、我々は史料から判断することはできない。しかし、いずれにしても、伯ジボトー4世はこのハクリングの荘園を獲得することに並々ならぬ関心を抱いていたことは疑いないものと言わなければならない。なぜなら、上記の【史料4】のなかで、荘園の位置が単に「ハクリング Hackling [Hakkin] のホーフ (荘園)」と村落名で記されているのではなく、「ノイブルク城塞の近くのハクリング Hackling [Hakkin] のホーフ (荘園)」と記

述されているからである。単に荘園の位置を示すためならば、「ハクリングの荘園」の記述で十分な筈である。上述したように、ハクリングはノイブルク城塞から約2.5kmの周辺地に位置し、したがってノイブルク城塞の近くに位置したことは、当時の関係者の誰にも周知の事実であったに違いない。それを改めて「ノイブルク城塞の近くの」という形容詞句を冠していることは、城主たるジボトーが正に城塞に近くの周辺地に多大な関心を寄せていたことを余すところなく物語っているものと言えよう。伯ジボトー4世はこの所領の獲得を、相手方当事者がミニステリアーレ・ヴァルターからその孫（アダルラムの同息子）の代に到るまで10～20年の歳月をかけて、しかもその間に法律行為の質入から購入への転換を通じて完成したが、この粘り強く長期的視野に立って遂行された行為も城塞の周辺地に寄せるジボトー4世の多大な関心の証左となろう。結論的に、この時のジボトー4世による貴族所領の獲得、つまり実態的にはその排除が城塞のシャテルニーの濃密化と延いてはその強化に寄与したことは疑いないものと言わざるをえない。

(3) 伯ジボトー4世はディートマルスツェル修道院Stift DietmarszellからミッテンキルヘンMittenkirchenの所領を8タレントの金額と引換えて購入した。これを示す史料は次の通りである。

【史料6】(1165年頃)

Resciant circumquaque nationes, qualiter in manu Hainrici de Rubingen delegatum fuerit quoddam predium de Mitterchirchen fratribus de Cella conservandum ; qui rogaverunt idem predium delegari cuidam Friderico de Hegelingen comiti Sibotoni et filiis suis pro VIII talentis observandum et dari, quocumque comes et filii eius petierint. [ディートマルスツェル修道院のために保持されるべきミッテンキルヘンの財産が、ハインリッヒ・フォン・ラウブリングのゲヴェーレに委ねられたこと、また同修道院は同土地が8タレントの金額と引き換えに伯ジボトーとその息

子たちのために保存されるべく、伯ジボトーとその息子たちが誰を望んだのであるうとも、フリードリッヒ・フォン・ヘークリングに委ねられかつ与えられよう願ったことを、周囲の至る所で同時代の人々は知るよう要請される〕(9)。

ミッテンキルヘンから上がる収益は『ファルケンシュタイン証書集』のなかで、ノイブルク城塞のシャテルニーの項目に記述されている⁽¹⁰⁾。したがって、【史料6】に記述されているディートマルスツェル修道院領もまたこのシャテルニー領域に位置する筈である。具体的な位置関係に関して、ミッテンキルヘンはノイブルク城塞から東南東の方向へ約2kmの周辺地に位置する⁽¹¹⁾。

(4) 伯ジボトー4世は配下の非自由人パーボPaboとベルトルトBertholdの兄弟からメッキングMeckingの財産を質として獲得している。これに関係する史料は二通あり、その各々は以下の通りである。

【史料7a】(1167年頃-1168年8月頃)

Predium de Meckingin dederunt proprii homines ipsius, scilicet Pernhart et fratres eius, comiti Sibotoni et Pabo et fratres eius, qui sunt proprii cognati eius ; Pabo quidem partem suam constituit sibi pro tribus talentis. [同人 [=伯ジボトー] の非自由人、すなわちベルトルトとパーボの兄弟、及び非自由人の親戚であるその近親者たちは伯ジボトーにメッキングの財産をすでに譲与した。確かに、パーボはその持分を3タレントと引換えに質入する〕⁽¹²⁾。

【史料7b】(1167年頃-1168年8月頃)

Pertolt vero, frater prefati Pabonis, constituit comiti partem suam scilicet perscripti predii pro sex talentis. [他方で、上記のパーボの兄弟ベルトルトはすなわち上記の財産のその持分を6タレントと引換えに質入した〕⁽¹³⁾。

この二つの史料から、ベルトルトとパーボの非自由人兄弟はメッキングにある共有財産を、各々の持ち分(1:2)に応じて3タレントと6タレントの金額を受領することを通じて、伯ジボトー4世に質入したことが見て取れる。メッキングの位置関係に関して、メッキングはグロンGlonnの一地区である⁽¹⁴⁾。グロンはノイブルク城塞が位置するファーゲンから北の方向へ約12~13kmの地点に位置するので、城塞の周辺地に属するといつてよい⁽¹⁵⁾。

2. ファルケンシュタイン城塞の周辺地

(5) 伯ジボトー4世はジボトー・フォン・カプルンKaprunとその子供たちから6タレントの金額に加えて二人の非自由人と引換えに、ロイケンタールLeukentalのヴィンデンWindenの財産を購入している。この購入に関する史料は次の通りである。

【史料8】(1182年/1183年頃)

Notum facit comes Siboto, quod dominus Siboto de Chatprunnen dedit predium suum, quod situm est in Livchental apud Windenm, cum filiis suis scilicet Wernhero et Heinrico et ceteris liberis suis comiti Sibotoni de Valchensteine et ipse dedit sibi sex talenta et concessit sibi duo mancipia [ヘル・ジボトー・フォン・カプルンはその息子たち、すなわちヴェルナーとハインリッヒ及びその他の子供たちと共に、ロイケンタール[Livchental]のヴィンデン[Windenn]に位置するその財産を伯ジボトー [4世]・フォン・ファルケンシュタインに引渡すと同時に、同伯はヘル・ジボトー自身に6タレントの金額をすでに支払い、またヘル・ジボトー自身に二人の非自由人を譲渡したことを、伯ジボトーはすべての者に知らしめる]⁽¹⁶⁾。

この史料によれば、ヘル・ジボトー・フォン・カプルン、及びヴェルナーとハインリッヒとその他の子供たちは6タレントの貨幣及び二人の非自由人

と引換えに、ロイケンタールのヴィンデンに所在の財産を伯ジボトー4世に売却したことが明らかとなる。ヴィンデンの位置関係について、ロイケンタールとの関連でヴィンデンの具体的な位置自体を突き止めることは不可能だが⁽¹⁷⁾、しかしヴィンデンは『ファルケンシュタイン証書集』のなかで、ファルケンシュタイン城塞のシャテルニーから徴収される収益の項目で言及されていると同時に⁽¹⁸⁾、ロイケンタールのグラーフシャフトそのものがファルケンシュタイン城塞のシャテルニーに属した⁽¹⁹⁾。したがって、ヴィンデンもまたファルケンシュタイン城塞のシャテルニーに属し、この城塞の周辺地に位置したと結論される。

(6) 伯ジボトー4世はエギノー・フォン・フリースEgino von Fließとその兄弟姉妹から、シェーナウSchönauに所在の財産を、4銀マルク及びアウクスブルクの鑄貨で8タレントの金額で購入した。これを示す史料は次の通りである。

【史料9】(ほぼ1170年)

Notum sit omnibus, quod dominus Egino de Flies et fratres sororesque eius habentes predium quoddam apud Sconnowe, quod tradidernt domino Sigibotoni comiti pro precio IIII marcarum argenti et pro octo talentis Augustensis monete, et hoc fecerunt cum manu delegatoris sui, domini scilicet Reginhardi de Flies, in cuius videlicet manus ab ipsis fuerat delegatum. Hoc fecerunt potestativa manu iurante ipso domino Reginhardo, quod potens esset tradere et delegare idem prefato comiti astantibus et potentibus ipso domino Eginone et fratre ipsius [エギノー・フォン・フリースとその兄弟姉妹はシェーナウに財産を所有するものだが、この財産を4マルクの価値をもつ銀と引換えに、またアウクスブルクの鑄貨で8タレントの金額と引換えにすでに伯ジボトー [4世] に譲渡したことが知られんことを〔欲する〕。また彼らはこれをすでに彼らの受託者、すなわちヘル・レギンハルト・フォン・フリースの手を通じて実行し、またつまりこの者の手によって同人

たちから〔伯ジボトーに〕割当てられた。立会人と権限のある人々がいる時に、同財産を同ヘル・エギノーと同人の兄弟から上記の伯に譲渡しかつ割当てる権限を有することを同ヘル・レギンハルトが宣誓するとき、その行為はゲヴェーレの引渡〔*potestativa manu*〕によって実行された〕⁽²⁰⁾。

この史料から、エギノー・フォン・フリースとその兄弟姉妹はシェーナウに所在の財産を、受託者たるヘル・レギンハルト・フォン・フリースによるゲヴェーレの引渡行為を通じて4銀マルク及びアウクスブルクの鑄貨で8タレントの金額で売却したことが明らかとなる。『ファルケンシュタイン証書集』において、シェーナウから上がる収益は、ファルケンシュタイン城塞のシャテルニーの項目で言及されているので、この【史料9】の譲渡行為によってジボトー4世が取得した財産もまたこの城塞のシャテルニーに帰属させられた筈である⁽²¹⁾。またシェーナウはファルケンシュタイン城塞が位置するInn河流域のフリンツバッハから南西方向へ約27kmの地点に位置し、城塞の周辺地であった⁽²²⁾。

(7) 伯ジボトー4世は自分の亡き弟ヘラント2世Herrand II. の奥方ゾフィーアSophiaからオーバーフリンツバッハOberflinzbachのフローンホーフ(荘園)を質入に基づいて取得した。これに関連する史料は以下の通りである。なお、伯ジボトー4世の弟ヘラント2世はすでに1155年頃に死亡していた⁽²³⁾。

【史料10】(1175年頃-1176年3月頃)

Domina Sophya impignoravit comiti Sibotoni curtem in superiori Phlinspach pro III talentis Ratiponensis monete et X talentis Munchare et XXX denariis〔女性ヘル・ゾフィーアは伯ジボトー〔4世〕にオーバーフリンツバッハのフローンホーフをレーゲンスブルクのプフェニツヒ貨幣で3タレント、及びミュンヘンのプフェニツヒ貨幣で10タレント及び30プフェニツヒと引換えに質入した〕⁽²⁴⁾。

ファルケンシュタイン城塞はフリントツバッハに位置するので、オーバーフリントツバッハはこの城塞の至近距離に位置するものと言わなければならない²⁵⁾。

3. ハルトマンズベルク城塞の周辺地

(8) 伯ジボトー4世はアルブレヒトとラポトー・フォン・ヴァルトハイミング Albrecht und Rapoto von Waldhaiming から、エンドルフ Endorf のシュトックハム Stockham の財産を、30 タレントの金額で、さらに伯ジボトーと同人の騎士ヘルムポルト Helmpold はエンドルフの所領を10 タレントの金額で購入している。

【史料11】(1160年頃-1166年夏)

Predium de Stochheim traditum et delegatum est in manu comitis Sibotonis pro XXX talentis ; similiter et predium de Endorf delegatum est in manu eiusdem comitis Sibotonis et Helmpoldi militis sui pro X talentis [[エンドルフの] シュトックハムの財産が30タレントの金額と引き換えに譲渡されると同時に伯ジボトーのゲヴェーレに委ねられた。同様に、エンドルフの財産もまた10タレントと引き換えに同伯ジボトーとその騎士ヘルムポルトのゲヴェーレに委ねられた]²⁶⁾。

この史料によれば、アルブレヒトとラポトーは30タレントの金額で伯ジボトーにエンドルフのシュトックハムの財産を、また同時に10タレントの金額で伯ジボトーと配下の騎士ヘルムポルトに別のエンドルフの財産をも売却した。したがって、アルブレヒトとラポトーはエンドルフのシュトックハムとエンドルフの別の場所、つまりエンドルフの二カ所に所在の財産を伯ジボトーに売却したことになる。シュトックハムは現在ゲマインデ・エンドルフの一地区を構成し²⁷⁾、シュトックハムには他にファルケンシュタイン伯家の荘園 curia があり、この荘園からの収益はハルトマンズベルク城塞のシャテルニーの項目に記載されているので、この荘園は明らかにハルトマンズベ

ルク城塞のシャテルニーに属していた²⁸⁾。したがって、シュトックハムにおいてジボトー4世は従来保持した荘園に加えて、新たに財産を取得し、さらにシュトックハムと同じ地区のエンドルフにも別の財産を取得したのである。このことは危険要因となる可能性を孕むアルブレヒトとラポトーの勢力がエンドルフ地区から排除され、これと反比例的にジボトー4世の影響力が高まると同時に、そのシャテルニー権力もまた濃密化する作用を及ぼす意味をもつことになる筈である。具体的な位置関係に関し、シュトックハムはハルトマンズベルク城塞から西北西へ約3.5kmの地点に位置する²⁹⁾。他方のエンドルフ自体はハルトマンズベルク城塞から西の方向へ約3kmの地点する³⁰⁾。したがって、この時に伯ジボトーが取得したエンドルフのシュトックハムとエンドルフの別の場所、つまりエンドルフの二か所に所在の財産もまた城塞の周辺地に位置するということができる。なおハルトマンズベルク城塞はキーム湖Chiemseeの北西部、シュロス湖Schloßseeとラングビュルガー湖Langbürgerseeの間、現在のゲマインデ・ヘムホーフGemeinde Hemhofに位置する³¹⁾。また念のために述べれば、ヘムホーフは『ファルケンシュタイン証書集』のなかで、ハルトマンズベルク城塞のシャテルニーの項目に記述されており、明らかにこのシャテルニーの構成要素である³²⁾。のみならず、ヘムホーフは城塞それ自体の所在地であるから、ハルトマンズベルク城塞のシャテルニーの中心地と言わなければならない。

(9) ジボトー4世は祖父ヘラント1世がかつてハイモー・フォン・アントヴォルトHeimo von Antwortに質入していたアントヴォルトAntwortの水車を8タレントの金額と引換えに請戻している。これに関する史料は以下の通りである。

【史料12】(1145年頃)

Notum esse cupimus universis Christi fidelibus, qualiter dominus Herrandus vir nobilis de Ualkenstein, avus comitis Sibotonis et sui fratris domini Herrandi de Ualkenstein,

tulit unum molendinum, quod iacet apud Antwrt, quod pertinuit ad curtim in eadem villa iacentem, quam dominus Wolfkerus tradidit ; ad predictum molendinum senior Herrandus statuit cuidam Heimoni in eadem villa sedentem…….〔余伯ジボトー〔4世〕はすべてのキリスト教徒に以下のことが知られることを欲する。すなわち、貴族たるヘル・ヘラント〔1世〕・フォン・ファルケンシュタイン、つまりジボトー〔4世〕とその兄弟ヘラント〔2世〕・フォン・ファルケンシュタインとの祖父が、アントヴォルトに位置する水車を一機取得したということである。この水車はヘル・ヴォルフカーが譲渡した同村落〔アントヴォルト〕に位置する荘園に属するものである。しかしまたヘラント1世は同水車を同村落に居住するハイモー何某に質入した……この水車を同ヘラント1世の孫、すなわち伯ジボトー〔4世〕は同ハイモーから8タレントの金額で請戻した……〕³³⁾。

この史料は、伯ジボトー4世が、その祖父ヘラント1世によりかつて取得されたにもかかわらず質入されたアントヴォルトの水車を8タレントの金額で請戻したことを語っている。またこの水車はヘル・ヴォルフカーにより譲渡された村落アントヴォルトに所在する荘園に属するものであったことも明らかとなる。ヘラント1世には長男のルードルフRudolfと二男のヘル・ヴォルフカーの二人の息子がおり、伯ジボトー4世はルードルフの息子である³⁴⁾。したがって、ヘル・ヴォルフカーは、伯ジボトー4世の叔父である。このように見ると、伯ジボトー4世はこの祖父と叔父が処分したアントヴォルトの荘園のうち、水車だけは質入から請戻し、ファルケンシュタイン家の所領として回復したことになる。貢租を徴収する目的で水車で穀物の粉を挽くよう強制する水車罰令権Mühlenbannは水車の所有者の荘園従属民以外の農民に対しても行使され、経済的に際立つ重要性をもつ経済的のバン権であり、したがって垂涎の的とされた権利であった³⁵⁾。このように水車罰令権は伯ジボトー4世の従属民以外の者に対しても行使される権利である故に、シャテ

ルニーの観点から見ても重要な権利である。次にアントヴォルトの水車から生み出される収益を見ることにしたい。この収益に関する史料は次の通りである。

【史料13】 (1166年夏)

De molendino apud Antwrte datur porcus XXX nummos valens et II alii XXIII nummos valentes et novem modii trium frugum , tritici, siguli, avene, tres anseres, VIII pulli, C ova. [アントヴォルトの水車から30プフェニツヒの価値がある豚1頭とその他24プフェニツヒの価値がある豚2頭、及び小麦、ライ麦、カラス麦の3種の穀物で9モディウス、鶩鳥3羽、鶏8羽、卵100個が納められる] ³⁶⁾.

水車から上がるこの収益の意味を考察するために、フローンホーフから上がる収益と比較してみることにしたい。比較の対象とするフローンホーフとして、例えば、上記の【史料11】との関連で言及したファルケンシュタイン家のシュトックハムのフローンホーフの収益を見てみたい。この収益に関する史料は次の通りである。

【史料14】 (1166年夏)

De curia Stochaime datur unus porcus maturus XXX nummos valens et duo alii XXIII nummis valentes, II anseres, III pulli et X metrete leguminis et L ova. [シュトックハムのフローンホーフから30プフェニツヒの価値がある成熟した豚1頭とその他24プフェニツヒの価値がある豚2頭、鶩鳥2羽、鶏4羽と野菜10メツェと卵50個が納められる] ³⁷⁾.

【史料13】と【史料14】を比較すると、貢租の種類は豚、鶩鳥、鶏、卵の点で共通し、各貢租の分量にも大差がないといってよい。相違点は、アントヴォルトの水車からの収益として穀物9モディウス、シュトックハムのフロ

ーンホーフからの収益として野菜10メツェという点だが、これは水車の主な機能が農民の穀物を挽くこと、したがってこの穀物から貢租が徴収されることに由来するものと推定される。この相違点を除けば、アントヴォルトの水車からの収益とシュトックハムのフローンホーフからの収益はほぼ同一と結論される。換言すれば、水車からの収益はフローンホーフからの収益に必ずしも劣らない経済的意義をもっていたのである。上記のように、水車罰令権は経済的に際立つ重要性をもつ経済的バン権であり、垂涎的とされた権利であったことも頷けるところである。

それ故に、伯ジボトー4世によるアントヴォルトの水車の請戻の措置は、相応の収益をもたらす経済的バン権の請戻として、疑いなく、ハルトマンズベルク城塞のシャテルニーの濃密化に寄与するものと理解される必要がある。アントヴォルトの水車から納められる上記【史料13】の収益は、この質の請戻の時点から約20年後に作成された『ファルケンシュタイン証書集』のなかで、ハルトマンズベルク城塞のシャテルニーの項目に記載されているが、このこと自体が正にこの請戻はシャテルニーの濃密化に寄与したことの証左となろう。なお、位置関係に関し、アントヴォルトはゲマインデ・エンドルフに属し、ハルトマンズベルク城塞から南東へ約4km地点の周辺地に位置する³⁸⁾。

(10) 伯ジボトー4世とその二人の息子（クーノKunoとジボトー5世）はハイトフォルク・フォン・フェルベンHeidvolk von FelbenからグンターズベルクGuntersbergの財産と同地の教会の基本財産に対するフォークタイVogtei（教会守護権）の無償譲渡を受けた³⁹⁾。

【史料15】（1170年頃-1175年頃）

Heituolc de Uelwin tradidit predium suum Gunthartisparg S(ibotoni) comiti et filiis eius in proprium et advocationem super dotem eiusdem ecclesie [ハイトフォルク・

フォン・フェルベン[Heituolc de Uelwin]は伯ジボトーと同人の息子たちに、グンタースベルク[Gunthartispurg]の財産を所有物として、また同地の教会の基本財産に対するフォークタイ[advocatio]をすでに譲与した⁽⁴⁰⁾

この無償譲渡がなされるに至った事情は史料に記されていないので、不明である。位置関係に関して、グンタースベルクはエンドルフとハルフイングHalfingの間のほぼ中間地点に位置し、ハルトマンズベルク城塞からは西北西の方向へ約4.5km地点に位置する⁽⁴¹⁾。したがってグンタースベルクはハルトマンズベルク城塞の周辺地に位置するといつてよい。このようにして譲渡された所領と特に教会フォークタイという罰令権力はハルトマンズベルク城塞のシャテルニー権力の濃密化にわずかにもせよ寄与したことは疑いない。

(11) 伯ジボトー4世はヴィッカー（・フォン・ヨッリング？）Wicker（von Jolling?）、その奥方とその息子たちからペルハムPelhamに所在の財産を4タレントの金額で購入した。

【史料16】（1175年頃）

Notum sit, quod dominus Wikerus cum uxore sua et filius tradidit comiti Sigbotoni predium, quod habuit apud Pellenheim, quod testificantur. Hoc factum est pro IIII talentis [ヘル・ヴィッカーはその妻及び息子と共に、ペルハム[Pellenheim]において所有した財産をすでに伯ジボトーに譲渡したこと、彼らは証言していること・・・が知られんことを〔欲する〕。・・・この取引は4タレントの金額と引換えで行われた]⁽⁴²⁾。

ペルハムはハルトマンズベルク城塞と同じくゲマインデ・ヘムホーフに位置するので、この城塞の周辺地に位置するといつてよい⁽⁴³⁾。ペルハムの具体的距離は、この城塞から北の方向へ約4.5kmである⁽⁴⁴⁾。なおペルハムから徴

収される貢租もまた『ファルケンシュタイン証書集』のなかで、ハルトマンズベルク城塞のシャテルニーの項目に *apud Pellnheim XL denarii* [ペルナムにおいて40プフェニツヒ] と記載されており、このシャテルニーの濃密化に寄与していることが明らかとなる⁽⁴⁵⁾。

(12) ジボトー・フォン・アントヴォルト *Siboto von Antwort* は伯父のジボトー4世に、シュリヒト *Schlicht* の所領を一定量の穀物と引換えに質入している。これに関する史料は次の通りである。

【史料17】 (ほぼ1168年-ほぼ1170年)

Dominus Sigboto de Antwrte statuit predium Slihiti comiti Sigboto pro II modiis tritici, qui uterque modius reputatur pro X nummis et quinque solidis, et pro modiis quatuor frumenti, qui siguli LX nummis constant,, et pro modiis sex avene, qui siguli XXX nummos constant [ヘル・ジボトー・フォン・アントヴォルトは伯ジボトー [4世] に、シュリヒト [*Slihiti*] の所領を、小麦2モディウス——その各1モディウスは5プントと10プフェニツヒと計算されるが——と引換えで、・・・、またライ麦60プフェニツヒ分の価値に相当する穀物4モディウスと引換えで、またライ麦30プフェニツヒ分の価値に相当するカラス麦6モディウスと引き換えですでに質入した]⁽⁴⁶⁾。

この史料によれば、甥のジボトー・フォン・アントヴォルトは10プントと20プフェニツヒの金額に相当する小麦、60プフェニツヒの価値に相当するライ麦、30プフェニツヒの金額に相当するカラス麦と引換えに、換言すれば合計10プントと90プフェニツヒの金額でシュリヒトの所領をジボトー4世に質入した。この質入により、伯父のジボトー4世はハルトマンズベルク城塞とはすぐ目と鼻の先の近くに位置する所領を質入の方法により支配下に収めたことになる。なぜなら、シュリヒトはハルトマンズベルク城塞から東の

方向へわずかに約0.5kmの至近距離に位置したからである⁽⁴⁷⁾。このようなシュリヒトの所領の質入は、これが甥によるものとはいえ、ジボトー4世のハルトマンズベルク城塞のシャテルニーに対する他貴族の危険要因の除去と、延いてはこのシャテルニーの濃密化に寄与するといつてよい。なおシュリヒトには外にハルトマンズベルク城塞のシャテルニーに属する所領(家畜飼育農場)があり、甥のジボトー・フォン・アントヴォルトによって質入されたシュリヒトの所領は、城塞に直近のシュリヒトにおけるジボトー4世の家系の影響力をより高めることに寄与した筈である⁽⁴⁸⁾。

(13) オルトルフOrtolf、ハインリッヒとジボトーの兄弟とその姉妹は、伯ジボトー4世に、ヘムホーフの財産を譲与している。これを示す史料は以下の通りである。

【史料18】(1175年頃-1182年5月21日)

Notum sit, quod Ortholfus et frater suus Henricus et Sigboto et soror illorum tradiderunt comiti Sigbotoni predium suum, quod habuerunt apud Hemmenhouen, in omnimodam proprietatem, quod testificantur [オルトルフ、ハインリッヒとジボトーの兄弟とその姉妹はヘムホーフにおいて所有した財産を、あらゆる種類の自由財産として伯ジボトーにすでに譲渡したことを証言することが知られんことを〔欲する〕]⁽⁴⁹⁾。

この史料によれば、オルトルフとその兄弟姉妹はヘムホーフに所有した財産を伯ジボトーに譲渡した。金額が記述されていないので、この譲渡は文字通り贈与(無償譲渡)と理解されなければならない⁽⁵⁰⁾。しばしば述べたように、ハルトマンズベルク城塞はヘムホーフに位置したので、この史料に記述されたオルトルフとその兄弟姉妹のヘムホーフの財産は、疑いなく城塞と同じ地区、つまり城塞の至近距離に位置した筈である。しかも、やはり上述し

たように、ヘムホーフはハルトマンズベルク城塞のシャテルニーの中心地であったので、ヘムホーフにおけるその他の貴族所領の獲得は、ジボトー4世の目から見て、ハルトマンズベルク城塞に対する直接の危険要因の排除を意味した筈である。さらに言えば、上述の【史料17】に即して見た甥のジボトー・フォン・アントヴォルトによるこの城塞から直近のシュリヒトの所領の質入もまた、ジボトー4世によるオルトルフ等の財産の取得と同趣旨の意図からなされたと推定される。

4. ヘルンシュタイン城塞の周辺地

この城塞は下オーストリア、ヴィーン郊外のヴィーナー・ノイシュタット Wiener Neustadtに、つまりその他三つの城塞ノイブルク、ファルケンシュタイン、ハルトマンズベルクとこれを中核とするシャテルニーから300km以上も離れた遠隔地に位置する⁽⁵⁾。

(14) ジボトー4世がヘルンシュタイン城塞のシャテルニーにおいて取得した葡萄畑について総括的に記述した証書が『ファルケンシュタイン証書集』のなかに伝承されている。その証書は以下の通りである。

【史料19】(1166年夏)

Apud Pisinich habet comes Siboto V vineas insimul sittas, quas emit LXXX talentis, sextam apud Hard, septimam apud Multal, octavam apud Welanesdorf, nonam Uuenstein, decimam iuxta Crasweswisen, undecimam et duodecimam iuxta castrum Herrantstein, terciam decimam apud Odelanestorf, quartam decimam in eodem monte. Has omnes vineas comes Siboto per se acquisivit preter hereditatem suam exceptis solis duabus vineis, quas habet ex paterna hereditate ; quarum precium nunc computare non sufficit ; multum est enim. Decimas omnium vinearum suarum , que sibi deserviunt, a parrochiano commutavit et in suum ius redigit. [伯ジボトー 〔4

世] はピースティングPiesting [Pisinich] において同時に五つの葡萄畑を所有するが、これを80タレントの金額で購入し、6番目の葡萄畑をハルトHardにおいて、7番目の葡萄畑をミュールタールMühltal [Mortal] において、8番目の葡萄畑をヴェラースドルフWöllersdorf [Welanesdorf] において、9番目の葡萄畑をウフェンシュタイン [Uuenstein] において、10番目の葡萄畑をクロイスヴィーゼンKreuswiesen [Crasweswisen] の近くで、11番目と12番目の葡萄畑をヘルンシュタイン城塞の近くで、13番目の葡萄畑をオデラネストルフにおいて、14番目の葡萄畑を同村の山で所有する。伯ジボトーは父親の遺産から保持する二つの葡萄畑のみを除いて、それらすべての葡萄畑を自ら取得した。現在それらの価格を計算することは不可能である。勿論その価格は高額である。彼自身に支払われる義務のある彼のすべての葡萄畑の十分の一税徴収権を、彼は〔ヘルンシュタインの〕聖堂区主任司祭から交換によって取得し、また彼の権利へと転換した〕(下線=筆者) 62.

以上14カ所の葡萄畑のうち父親から遺産として継承した二カ所を除いて、12カ所の葡萄畑は全部ジボトー自身が多額の金額を費やして取得したことが記述されているが(下線部)、この記述から、多くの葡萄畑を取得するために多額の金額を投入しうるのであること、及びこれに多くの努力を振り向けたことをジボトーが誇っていることが窺われる。しかし、他方では、ジボトー4世によるこのような誇りの外に、ヘルンシュタイン城塞の周辺地でこの城塞とそのシャテルニーに対するその他の貴族勢力による危険要因を除去するために、所領の一層の拡大を通じて自身の勢力と影響力を強化することを意図し、かくして新たに所領を獲得する行動に出たのではないかと推定される。結論を先取りして述べるならば、上記12カ所の葡萄畑はほとんどすべてヘルンシュタイン城塞の周辺地または至近距離に位置することが、その証左となろう。そこでこれらの葡萄畑とヘルンシュタイン城塞との具体的な位置関係を見ることにしたい。

その前に先ず、この証書は『ファルケンシュタイン証書集』のなかで、ヘルンシュタイン城塞のシャテルニーに属する所領の項目に記載されていること、したがってこの証書に記載されている上記の所領（葡萄畑とそこにおける十分の一税徴収権）は、明らかにヘルンシュタイン城塞のシャテルニーに属し、その構成要素をなすものと考えられなければならないこと、またこれらの所領と権利の所在地は、言うまでもなく城塞の周辺地であることを我々は確認しておきたい⁵³。

1. 最初に記述された五つの葡萄畑はピースティングに位置するが、ピースティングはヘルンシュタイン城塞と同じくヴィーン近郊のヴィーナー・ノイシュタットに位置し、ヘルンシュタイン城塞から南南東へわずかに約3kmの周辺地に位置する⁵⁴。
2. 6番目のハルトはヘルンシュタイン城塞の南に位置した廃村⁵⁵。したがって、ハルトもヘルンシュタイン城塞の至近距離に位置したと考えると差し支えない。
3. 7番目ミュールタールは現在グマインデ・ヴァルデック Waldeggの一地区をなすが⁵⁶、このヴァルデックはヘルンシュタイン城塞から南西へ約6kmの地点に位置する⁵⁷。そのために、ミュールタールもまたヘルンシュタイン城塞の周辺地に位置したと考えてよい。
4. 8番目ヴェラースドルフは上記のピースティングと同様ヴィーナー・ノイシュタットに位置し⁵⁸、ヘルンシュタイン城塞から南西へ約6kmの周辺地に位置した⁵⁹。
5. 9番目ウフェンシュタインの位置を突き止めることは不可能であるが⁶⁰、M・A・ベッカーBeckerはこれをヴォプフینگWopfingの近くのウンテレム・シュタインunterem Stein地方に位置すると推定している⁶¹。もしこの推定が正しいと仮定するならば、ヴォプフینگはヘルンシュタイン城塞から南西へ約4kmの周辺地に位置する⁶²。ただし、ウフェンシュタインの位置に関し、結論は留保される。

6. 10番目のクロイスヴィーゼンはヘルンシュタイン城塞の西側に位置した廃村であるが、明らかにヘルンシュタイン城塞の至近距離に位置したとすることができる⁶³⁾。
7. 11番目と12番目の葡萄畑は「ヘルンシュタイン城塞の近くで」と記述されているので、文字通り「城塞の近く」ないしその周辺地に位置したのである。
8. 13番目のオデラネストルフは消滅した定住地（廃村）であり、現在その位置にはゲマインデ・ヘルンシュタインの一地区ヒンターアイゲン Hinteraigen⁶⁴⁾が位置する。

このように、オデラネストルフは現在城塞に因んだゲマインデの一地区（ヒンターアイゲン）をなしているので、城塞の至近距離に位置したといえる。具体的な距離は城塞から東へ約1.5kmである⁶⁵⁾。

9. 14番目の葡萄畑は上記のオデラネストルフの山に位置したが、この葡萄畑も上記の村落オデラネストルフと同じく、城塞の至近距離に位置したと言える。したがって、オデラネストルフでは村落と山の二カ所に葡萄畑があったことになる。

このように見てくると、その位置を断定することができないウフェンシュタイン（9番目）の葡萄畑を除いて、残り13の葡萄畑はすべてヘルンシュタイン城塞の周辺地または至近距離に位置したと結論される。上記14の葡萄畑のうちいずれの二つが父親から伯ジボトー4世へと継承されたものであるかを、我々は【史料19】から読み取ることはできない。しかし、残り12（あるいはウフェンシュタインを加えると13）の葡萄畑すべてを、伯ジボトー4世は意識的にヘルンシュタイン城塞の近くに位置する葡萄畑を購入したことは明らかである。そうでなければ、ほとんどすべての葡萄畑が城塞の近くに位置するという現象を説明するのは困難であると言わざるをえない。上述したジボトー4世の誇りないし自慢の理由は、多額の貨幣を費やして取得した多

くの葡萄畑が正にこのような城塞の近くに位置し、したがって城塞に有利な位置にあるということであった、と推測される。また城主たるジボトー4世のこのような施策は城塞周辺地の強化と安定化、延いてはヘルンシュタイン城塞のシャテルニー権力の濃密化に寄与するものと評価される。最後に、本史料の末尾にあるように、「葡萄畑の十分の一税徴収権」をヘルンシュタインの聖堂区主任司祭から取得し自己の権利としたこともまた、同じ寄与をしたものと考えられる。

5. 小括

この節で検討した事例は、ノイブルク城塞について4、ファルケンシュタイン城塞について3、ハルトマンズベルク城塞について6、ヘルンシュタイン城塞について1、合計14例である。ファルケンシュタイン伯による財産取得の方法は、購入7、質入4、質の請戻1、無償譲渡2、交換1例である。しかし、取得の方法の如何を問わず、これらの財産はすべて城塞の周辺地ないし至近距離に位置するものであったと結論される。各城塞の周辺地においてファルケンシュタイン伯ジボトーがその他の貴族から取得した所領の城塞との位置関係を整理するならば、次のようになろう。

1. ノイブルク城塞

- (a) パイセンベルクの財産【史料3】：城塞の周辺地に位置するのではないが、そのシャテルニーの中に位置する。
- (b) ミッテンキルヘンの財産（デイトマルスツェル修道院領）【史料6】：城塞の周辺地かつそのシャテルニー領域に位置する。
- (c) ハクリングの荘園【史料4】：「ノイブルク城塞の近く」、つまり城塞の周辺地に位置する。
- (d) メッキングの財産【史料7a】：城塞の周辺地に位置する。

2. ファルケンシュタイン城塞

- (a) ロイケンタールのヴィンデンに位置する財産【史料8】：城塞のシャテルニーに属し、城塞の周辺地に位置する。
- (b) シューナウの収益【史料9】：城塞の周辺地に位置し、シャテルニーの構成要素をなす。
- (c) オーバーフリントツバッハの荘園【史料10】：城塞の至近距離に位置する。

3. ハルトマンズベルク城塞

- (a) エンドルフの二カ所（シュトックハムと別の場所）の財産【史料11】：城塞の周辺地に位置する。
- (b) アントヴォルトの水車と水車罰令権【史料12】：水車は城塞の周辺地に位置し、水車からの収益は城塞のシャテルニーの構成要素をなす。
- (c) グンタースベルクの所領と教会フォークタイ（罰令権力）【史料15】：所領はこの城塞の周辺地に位置する。教会フォークタイに関しては後述。
- (d) ペルハムの財産【史料16】：城塞の周辺地に位置し、シャテルニーの構成要素をなす。
- (e) シュリヒトの所領【史料17】：この城塞からすぐ目と鼻の先の近く（至近距離）に位置する。
- (f) ヘムホーフの財産【史料18】：城塞の至近距離に位置する。

4. ヘルンシュタイン城塞

- (a) 12・13カ所の葡萄畑【史料19】：城塞の周辺地または至近距離に位置する。

このような検討結果は、伯ジボトー4世が城塞の周辺地で活発にその他の貴族所領と支配的権利を獲得することを通じて、城塞ないしシャテルニーに対する危険要因を除去することに努めたことを窺わせるのである。取り上げ

た事例のうち、史料の文言が伯ジボトーのこのような意向を明示的に示すのは、1. ノイブルク城塞の周辺地 (c) ハクリングの荘園【史料4】である。しかし文言が明示していない場合でも、伯ジボトーが取得した貴族所領が、本節での検討から明らかとなったように、城塞の「至近距離に」位置する場合、城塞のシャテルニーに位置する場合、あるいは城塞の周辺地に位置する場合もまた、この所領が城塞の近くに位置する以上は、伯ジボトーのそのような意図を否応なしに推定させる。しかし、あるいはもし伯ジボトーがそのような意図をもたずに城塞周辺地の貴族所領を入手したとしても、この措置が結果的に城塞周辺地のシャテルニーの濃密化ないし強化に寄与したことは間違いのないところであろう。このような帰結をもたらしたのは、とりわけ水車罰令権の取得【史料11】と教会フォークタイの所得【史料14】であった。なぜなら、水車罰令権と教会フォークタイはシャテルニー権力が城主の直轄領（荘園支配権）を超えて行使される罰令権力の性格を有するという点で、シャテルニー権力の一環をなし、またしたがってこの意味でこの両者の獲得はシャテルニー権力を直接に伸長させる意義をもつからである。次の「むすび」では、これまでの検討と考察を踏まえ、若干の展望を述べることにしたい。

-
- (1) E. Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis, Nr.172.
 - (2) Der Große ADAC AutoAtlas Deutschland/Europa, S.259 J 6 und S.261 F 5を参照。
 - (3) E. Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis, Nr.19, 20f, 21.
 - (4) 上掲拙著『城塞支配権』、171頁以下を参照。
 - (5) E. Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis, Nr.112.
 - (6) E. Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis, Nr.112のRegestを参照。
 - (7) UK(=Umgebungskarte) 50 - 53 : Mangfallgebirgeを参照。
 - (8) E. Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis, Nr.126.
 - (9) E. Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis, Nr.117.
 - (10) E. Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis, Nr.16,18.
 - (11) Dumon Bildatlas 6 : Oberbayern zwischen Lech und Inn, 3. Aufl., S.34.

- (12) E. Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis, Nr.127.
- (13) E. Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis, Nr.127.
- (14) E. Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis, Nr.127 Regest.
- (15) グロンの位置に関し、Dumon Bildatlas 6 : Oberbayern zwischen Lech und Inn, 3. Aufl., S.34を参照。
- (16) E. Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis, Nr.165.
- (17) E. Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis, Nr.165 Vorbemerkung.
- (18) E. Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis, Nr.25.
- (19) 上掲拙著『城塞支配権』、140頁。
- (20) E. Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis, Nr.137.
- (21) シェーナウから納められる収益がファルケンシュタイン城塞のシャテルニーの項目で言及されていることに関し、E. Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis, Nr.25を参照。
- (22) Der Große ADAC AutoAtlas Deutschland/Europa, S.280.
- (23) 上掲拙著『城塞支配権』、36頁。
- (24) E. Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis, Nr.149.
- (25) ファルケンシュタイン城塞の位置に関し、E. Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis, S.30*Anm.7を参照。
- (26) E. Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis, Nr.121.
- (27) E. Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis, Nr.121 Regest.
- (28) E. Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis, Nr.59を参照。
- (29) UK(=Umgebungskarte) 50 - 54 : Chiemsee. Chiemgauer Alpenを参照。
- (30) UK(=Umgebungskarte) 50 - 54 : Chiemsee. Chiemgauer Alpenを参照。
- (31) E. Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis, S.30* Anm.9.
- (32) E. Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis, Nr.49.
- (33) E. Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis, Nr.111 a).
- (34) 上掲拙著『城塞支配権』、40頁を参照。
- (35) H. Lück, Mühle, Mühlenrecht, in : Handwörterbuch zur Deutschen Rechtsgeschichte, 2., völlig überarb. und erweit. Aufl., Bd. III, hrsg. von A. Cordes, H-P. Haferkamp, H. Lück, D. Werkmüller, D. Werkmüller und Ch. Bertelsmeier-Kierst als philologischer Beraterin, 2016, Sp.1656ff., hier S.1658 ; R. Boutruche : Seigneurie et féodalité , L'apogée (XI^e- XII^e siècles), 1970, S. 139 ; J. Kulischer, Allgemeine Wirtschaftsgeschichte des Mittelalters und der Neuzeit, Bd.1 : Das Mittelalter, 1928, S.53 [クーリッシエル著、増田四郎監修、伊藤栄/ 諸田實訳『ヨーロッパ中世経済史』、1974年, 94頁以下]。伊藤栄『ヨーロッパの荘園制』、1972年、111-114頁、特に113頁を参照。
- (36) E. Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis, Nr.60.

- (37) E. Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis, Nr.59.
- (38) UK(=Umgebungskarte)50 - 54 : Chiemsee. Chiemgauer Alpenを参照。
- (39) 伯の二人の息子について、上掲拙著『城塞支配権』、42頁参照。
- (40) E. Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis, 144a).
- (41) UK(=Umgebungskarte)50 - 54 : Chiemsee. Chiemgauer Alpenを参照。
- (42) E. Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis, Nr.147.
- (43) E. Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis, Nr.147 Regest.
- (44) UK(=Umgebungskarte)50 - 54 : Chiemsee. Chiemgauer Alpenを参照。
- (45) E. Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis, Nr.78.
- (46) E. Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis, Nr.135.
- (47) UK(=Umgebungskarte)50 - 54 : Chiemsee. Chiemgauer Alpenを参照。
- (48) ハルトマンズベルク城塞のシャテルニーに属する所領（家畜飼育農場）について、E. Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis, Nr.76を参照。
- (49) E. Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis, Nr.155a).
- (50) この譲渡は贈与（無償譲渡）であることに関し、G. Umlauf, Grund und Boden im Codex Falkensteinensis. Besitz, Besitzrechte und Wirtschaftsführung, Diss.Masch. Wien 1955, S.24を参照。
- (51) H. Petz, H. Grauert, Joh. Mayerhofer (hrsg.), Drei bayerische Traditionsbücher aus dem XII. Jahrhundert, S. XXIV ; K. Ramp, Studien zur Grundherrschaft, S.11, Der Große ADAC AutoAtlas Deutschland/Europa, S.14-15.
- (52) E. Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis, Nr.99.
- (53) この証書の記載位置 (E. Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis, Nr.99) は、ヘルンシュタイン城塞のシャテルニーにおける収益に関する記述ebenda Nr.80-102に含まれる。
- (54) Der Große ADAC AutoAtlas Deutschland/Europa, S.267 J5を参照。
- (55) E. Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis, Nr.99 Vorbemerkung.
- (56) E. Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis, Nr.86 Vorbemerkung.
- (57) Der Große ADAC AutoAtlas Deutschland/Europa, S.267 J5.
- (58) E. Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis, Nr.86 Vorbemerkung.
- (59) Der Große ADAC AutoAtlas Deutschland/Europa, S.267 J5.
- (60) E. Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis, Nr.99 Vorbemerkung.
- (61) Moritz Alois Becker (Hrsg.) : Hernstein in Niederösterreich. Sein Gut und das Land im weiteren Umkreise, II . Band. 2. Hälfte : Geschichte von Hernstein in Niederösterreich und der damit vereinigten Güter Starhemberg und Emmerberg. Bearb. von Josef von Zahn, 1889, S.173.
- (62) Der Große ADAC AutoAtlas Deutschland/Europa, S.267 J5.
- (63) E.Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis, Nr.86 Vorbemerkung.

- (64) E. Noichl (Bearb.), Codex Falkensteinensis, Nr.86 Vorbem. und ebenda, Orts-und Personenverzeichnis, S.236, Artikel : Odelanestorph.
(65) Der Große ADAC AutoAtlas Deutschland/Europa, S.267J5.

IV むすび

城主たるファルケンシュタイン伯がシャテルニーの一体性の強化、濃密化ないし一円化を図るために、その他の貴族所領や支配権を購入や質入等の平和的方法を通じて取得する事例を補強するという第一の課題（Ⅱ節）、及び城塞守備を主な義務とする城臣が保有するレーエン財産の種類、城塞とレーエン財産と位置関係つまりこの両者間の距離を考察するという第二の課題（Ⅰ節）は達成されたものと考えたい。次に、この二つの課題と関連する問題に言及して本稿を終えることにしたい。

第一の課題に関して。すでに第Ⅰ節で述べたように、ドイツの城塞支配権＝シャテルニーは領域権力である。他方で、フランスのシャテルニーが領域権力であることは、例えば、古くはすでにフランスのG・デュビイDuby、イタリアのC・ヴィオランテViolante、我が国の下野義朗氏が指摘している通りである⁽¹⁾。

しかし、このうちヴィオランテは「ジョルジュ・デュビイによって検討されたマコネ地方の「バンヘルシャフト」〔シャテルニー〕の有名となったケースであるが、デュビイは正にこの「バンヘルシャフト」を領域的支配権であると認めたと」という指摘に続いて（傍点＝筆者）⁽²⁾、ドイツの状況にも言及し、次のように述べている。

「ドイツ帝国においても——言うまでもなくある遅延を伴って——「グルントヘルシャフト」と「イムニテート支配権」から「領域支配権」——私は大きな「ランダスヘルシャフト」への、とは言わないが——への類似の一步が生じたのかどうかを、厳密に言うことはできない」⁽³⁾。

この指摘は、ドイツのシャテルニー＝城塞支配権に関する現在の研究状況を考慮すると、ドイツにおいてグルントヘルシャフトとイムニテート支配権からシャテルニーへの発展が行われたかどうかを厳密に言うことができないということを語っている。しかしファルケンシュタイン伯の四つの城塞をシャテルニー＝城塞支配権として把握すべきこと、さらにドイツにもシャテルニー＝城塞支配権が一般的に存在したと理解してよいことを、筆者はすでに上掲拙著で縷説した通りである⁽⁴⁾。したがって、ドイツにもデュバイが述べる意味での「バンヘルシャフト」並びに領域支配権としてのシャテルニー＝城塞支配権が存在したとすることができるのである。

ヴィオランテはさらにイタリア王国について、この領域支配権としてのシャテルニーの拡張政策にも論及し、「領域支配権の最も本源的な構成要素をなしたのは、領主の土地である。この土地は極めて広大なものであり、交換＝購入政策によって拡張されまた一円化された」と指摘する⁽⁵⁾。イタリアについて指摘されたこの交換＝購入政策は、シャテルニーに対する他貴族の危険要因の除去と、延いてはこのシャテルニーの濃密化や拡大を目的として伯ジボトー4世が取った種々の措置とほぼ軌を一にするといつてよい。要するに、伯ジボトー4世による種々の措置はドイツのシャテルニー、換言すれば、フランスやイタリアのシャテルニーと同様の、土地を本源的な要素とする領域支配権＝バンヘルシャフトを強化し拡大する目的に基づいてなされたと理解されるべきものである。

次いで、第二の課題に関して。Ⅱ節の末尾において、城臣による自由財産の取得と城主（主君）への寄進、及び城主（主君）によるこの財産の城臣への授封の手続を経て成立したレーエン、つまり *feuda oblata* [寄進されたレーエン] が城主（主君）のシャテルニー権力＝城塞支配権を強化する帰結をもたらすものと評価されることは、すでに述べた。ところで、すでにこの *feuda oblata* の歴史的意義を強調したのは B・デーステルカムプ *Diestelkamp* である⁽⁶⁾。デーステルカムプはカッツェンエルンボーゲン伯領 *Grafschaft*

Katzenelnbogenに関する研究に基づいて、この伯が「寄進されるべき財産が封主の支配領域に隣接し、また有利な位置にある」ことを望んだことに、「レーエン制的支配権とランデスヘルシャフトの調和を求めようとする意図が現れている」と述べている(7)。この見解は城塞周辺地に位置する貴族自由財産のレーエン化 (feuda oblata化) は結果的に自由財産を封主たるカッツェンエルンボーゲン伯のランデスヘルシャフトに組み入れる作用、つまり領邦化の作用を果たすことを意味する(8)。もともと、本稿で問題としているファルケンシュタイン伯の城塞支配権=シャテルニー権力は未だランデスヘルシャフトではなく、その前段階としての領域支配権Territorialherrschaftである。しかし、ランデスヘルシャフトに対するfeuda oblataの国制史的意義は、城塞支配権=シャテルニー権力の強化に対するfeuda oblataの意義と軌を一にするものと言わなければならない。より原理的に言えば、そもそも城塞守備レーエン制は、12世紀に「城塞を領域(邦)政策の根拠地として固く手中に収めておくために、通常のレーエン法とは異なる法形式として必要とされた」が故に登場したのであった(9)。したがって、城塞守備レーエン制はfeuda oblataを通じて城主のシャテルニー権力、換言すれば領域権力を強化することに寄与するという意義をもつものと結論される。最後に、補足的に、ここまでの考察により、城塞守備レーエン制は本来のレーエン制、ミニステリアーレ制(家人制)、質権法、フランスの無条件的誠実の観念が結びついて生まれたドイツ独特の制度であることを改めて確認する必要がある。

結論として、Ⅱ節において検討した城塞守備レーエン制とⅢ節において検討した城塞周辺地におけるその他の貴族所領の獲得政策のいずれも、フランスとイタリアにおけると同じく、ファルケンシュタイン伯の城塞支配権=シャテルニー権力、換言すればバンヘルシャフト並びに領域支配権の強化、拡張、一元化、影響力の増大に直接的にあるいは間接的に寄与したといえる。さらに、領域支配権=バンヘルシャフトたるシャテルニー権力は城主の所領と、これを耕作しまたそこに居住する人間に対して行使されただけでなく、

城主の支配領域の内部にある土地の全体と従属する——同時にその他のグレンツヘルに従属する——すべての農民に拡大されたが、この事態をヴィオラントは「古代末期以来解体の状態にあった、領域に基礎を置く組織原理への復帰を意味した」と述べる⁽¹⁾。他方で、ファルケンシュタイン伯ジボトー4世（生没年1126-1200年）が活動した12世紀後半期に、皇帝フリードリッヒ1世（在位1153-90年）によるマルクグラフシャフト（辺境伯領）・オーストリアの大公領への昇格以降、ドイツ帝国内制上の重要な転換、換言すれば部族大公制から領域的大公制への移行、人的結合国家から領域国家へ、人的原理から領域的原理への移行が進展していった⁽²⁾。この帝国内制上の新たな動きと、領域権力たる在地のシャテルニー権力＝城塞支配権の形成の間に何らかの相互的連関があることが想定される。しかしなおこの課題の検討は別稿に委ねることにしたい。

-
- (1) G. Duby, *La société aux XI^e et XII^e siècles dans la région mâconnaise*, 1953, S.208 ; C. Violante, *Einführung – Ländliche Herrschaftsstrukturen im historischen Kontext des 10.-12. Jahrhunderts*, in : G. Dilcher, C. Violante (Hrsg.), *Strukturen und Wandlungen der ländlichen Herrschaftsformen des 10.-12. Jahrhunderts. Deutschland und Italien im Vergleich* (Schriften des Italienisch - Deutschen Instituts in Trient, Bd.14), 2000, S.19f., 22f., 41ff. ; H.Ebner, *Die Burg als Forschungsproblem mittelalterlicher Verfassungsgeschichte*, in : *Die Burgen im deutschen Sprachraum. Ihre rechts- und verfassungsgeschichtliche Bedeutung I* (Vorträge und Forschungen, hrsg. vom Konstanzer Arbeitskreis für mittelalterliche Geschichte, Bd. 19 Teil I), hrsg. von H. Patze, 1976, S. S.57 ; D. Kerber, *Die Burg als Element des Landesausbaus*, in : *Burgen in Mitteleuropa. Ein Handbuch. Band II : Geschichte und Burgenlandschaften*, hrsg. von der Deutschen Burgenvereinigung e. V., durch Horst Wolfgang Böhme, Busso von der Dollen, Dieter Kerber, Cord Meckseper, Barbara Schock-Werner, Joacim Zeune, 1999, S.72 ; H-M.Maurer, *Die Entstehung der hochmittelalterlichen Adelsburg in Südwestdeutschland*, in : *Zeitschrift für die Geschichte des Oberrheins, Neue Folge*, Bd.117, 1969, S.321 ; 下野『西欧中世社会成立期の研究』、1992年、12、61、83、177、213、229、264、320頁。
- (2) C. Violante, *Einführung – Ländliche Herrschaftsstrukturen*, S.19.
- (3) C. Violante, *Einführung – Ländliche Herrschaftsstrukturen*, S.19f.

- (4) 上掲拙著『城塞支配権』、特に203-206頁を参照。
- (5) C. Violante, Einführung – Ländliche Herrschaftsstrukturen, S.21.
- (6) B. Diestelkamp, Lehnrecht und spätmittelalterliche Territorien, in : H.Patze(Hrsg.), Der deutsche Territorialstaat im 14. Jahrhundert I (Vorträge und Forschungen,Bd. X III), 1970, S.79Anm.53.
- (7) B. Diestelkamp, Lehnrecht und spätmittelalterliche Territorien, S. 83f. ; Ders., Das Lehnrecht der Grafschaft Katzenelnbogen (13. Jahrhundert bis 1479). Ein Beitrag zur Geschichte des spätmittelalterlichen deutschen Lehnrechts, insbesondere zu seiner Auseinandersetzung mit oberitalienischen Rechtsvorstellungen (= Untersuchungen zur deutschen Staats- und Rechtsgeschichte. NF Bd. 11), 1969 (Freiburg (Breisgau), Universität, Habilitationsschrift, 1966/1967), S.129ff.も参照。
- (8) B. Diestelkamp, Das Lehnrecht der Grafschaft Katzenelnbogen, S.130ff. も参照。
- (9) H-M.Maurer, Rechtsverhältnisse, S.136.
- (10) C. Violante, Einführung – Ländliche Herrschaftsstrukturen, S.19.
- (11) Mitteis=Liberich, Deutsche Rechtsgeschichte, 19.Aufl., 1992, S.127 [第11版の邦訳=世良晃志郎訳『ドイツ法制史概説』、1971年、202頁] ; K. Kroeschell, Deutsche Rechtsgeschichte, Band 1 : Bis 1250, 12. Aufl., 2005, S.175.

[付記：本稿は日本学術振興会平成30年度科学研究費補助金 基盤研究(C)による研究成果の一部である]。